

政務活動費運用指針
～別冊 詳細解説編～

令和3年3月

直方市議会

目次

はじめに	1
共通	2
1 政務活動費と会計年度独立の原則	2
(1) 会計年度	3
(2) 改選年における支出処理	3
(3) 支出金の帰属年度	3
(4) 年度をまたぐ一括前払い金	3
2 政務活動費と案分	4
(1) 案分の考え方	4
(2) 合理的な区分が困難な場合の案分の考え方	4
(3) 現在の運用例（備品等購入の案分の考え方）	5
(4) 端数処理について	5
3 適正な運用と透明性の確保	5
(1) 収支報告書及び領収書等の提出	5
(2) 情報公開	6
4 その他	6
(1) 政務活動費の預金口座で生じる預金利子	6
(2) クレジットカード（キャッシュレス決済）・ポイントカードの使用	7
(3) 政務活動費で支出できない経費	8
(4) 会派と議員個人の関係について	10
各論	12
使途基準別表	12
1 調査研究費	13
(1) 交通費（鉄道、バス、飛行機、船舶、旅行傷害保険）	13
(2) 交通費（タクシー、レンタカー）	14
(3) 交通費（ガソリン代）	14
(4) 宿泊費	15
(5) 高速道路料金・有料道路代	16
(6) 駐車場料金	16
(7) 食事代・食糧費	17
(8) 名刺代	18
(9) 親族に対する調査等委託費	18
(10) キャンセル料	19
2 研修費	20
(1) 会場借上料、会場設営費	20
(2) 講師謝礼	20
(3) 出席者負担金・参加費・資料代	21
(4) 食事代・食糧費	22
(5) 親族に対する資料作成等委託費	22

(6) 私的団体等の年会費等	22
(7) 大学院等の学費・受講料.....	22
3 広報費	23
(1) 広報紙等作成代・印刷代等	23
(2) 郵便料.....	24
(3) ホームページ開設及び管理に要する費用	25
4 広聴費	26
(1) 会場借上料、会場設営費.....	26
(2) 食事代・食糧費	26
(3) アンケート等作成費・印刷料・調査実施委託料	26
(4) 郵便料.....	26
5 会議費	26
(1) 会場借上料、会場設営費.....	26
(2) 食事代・食糧費	27
(3) 会議資料作成費・印刷料・資料作成委託料	27
(4) 出席者負担金.....	27
6 資料作成費.....	27
(1) 消耗品費・印刷製本費	27
(2) 調査等委託費.....	28
(3) 事務機器（パソコン等）及びソフトウェア購入費等.....	28
7 資料購入費.....	31
(1) 新聞・雑誌等購読料.....	31
(2) 図書等購入費.....	33
8 人件費	34
(1) 賃金・通勤費・社会保険料等	34
9 事務費	35
(1) 消耗品費	36
(2) 通信運搬費（郵便料）	36
(3) 通信運搬費（電話、インターネット使用料等）	36
(4) 備品購入費.....	37
(5) 修理・修繕料.....	38
(6) 事務所費	38
会計	40
1 会計帳簿等の整理保管.....	40
2 証拠書類の整備	40
(1) 領収書の留意点	40
(2) 領収書以外の場合の留意点.....	41
(3) 感熱紙の領収書等の扱いについて	41
(4) 領収書等の提出方法について	41
<参考資料>	43

はじめに

政務活動費について、本市では現在、直方市議会政務活動費の交付に関する条例及び直方市議会政務活動費の交付に関する規則においてその取扱いに必要な事項を定め、政務活動費運用指針でその具体的な取扱いについての必要な事項を定めています。

また、多くの地方議会も同様に、政務活動費の適切な支出に関する手引きやマニュアルを作成し、活用することなどにより適切な支出を行っていると考えられます。

しかしながら、一部の地方議会や議員による不適切な支出が度々報道され、住民監査請求を経て訴訟へと発展するケースや、刑事事件となるケースも見受けられます。政務活動費は住民が納める税金が原資であるだけに、一部とはいえその不祥事が政務活動費の運用に対する住民の不信感を増大させ、さらには地方議会や議員全体に対する信用・信頼を失うことにつながります。このようなことが続けば、地方議会が二元代表制の一方を担う機関として地方行財政の運営に関与し、その権能をより一層発揮するための活動にも支障を来すことにもなりかねません。

こうした懸念を、各方面から度々指摘されることを受けて、全国市議会議長会では、各市議会の主体性・自律性を損なうことのないように十分留意しつつ、「政務活動費に関するQ&A」を作成し、各市議会が市の実情に合わせて、政務活動費の運用に関して手引き・マニュアルの策定や改訂を行い、あるいは必要に応じて条例や要綱などの改正を行おうとする際の参考指針にしてもらうという方針を示されました。

そこで、全国市議会議長会作成の「政務活動費に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）を参考としつつ、併せて他市の手引きやマニュアルも参考にしながら、より具体的で分かりやすい指針を作成するということが本稿の作成に至った次第であります。

作成にあたり、特に分かりにくいと思われる部分や迷いやすい項目、気を付けていただきたい点などに重点を置いております。また、根拠や参照とした具体的事例、参考資料の抜粋等も掲載しております。

政務活動を行う中で判断に迷うようなことがありましたら、ぜひ本書を手にとっていただきたいと思います。

共通

1 政務活動費と会計年度独立の原則

当該会計年度において、事務を遂行するために要する経費は、その会計年度における収入で賄われなければならないという会計年度独立の原則（地方自治法（以下「法」という。）第208条）が政務活動費に適用されるかについて、当然に適用されるものではないという判断をしている裁判例もあります。

しかし、地方公共団体の会計は年度単位であることから、地方公共団体から交付される政務活動費の会計が地方公共団体のそれと異なる処理をすることについて、年度末前後の事務処理の煩雑さ、住民からの批判に加え、処理の状況次第では、その支出が違法と判断される可能性があることを考慮し、政務活動費についても会計年度独立の原則に合わせた会計処理を行っている議会が多く見受けられます。よって、本市においても会計年度独立の原則に合わせた会計処理を基本とします。

【平成30年3月22 大阪高裁】（Q&A 51頁）

当該切手を当該年度内に使用し切らなくても差し支えないこととすれば、政務活動費等の剰余金の返還を免れることが容易になり（この点、当該切手を売却することにより換金し、広報広聴活動以外の経費に充てることも不可能ではない。）、年度単位で収支計算がされる政務活動費の制度趣旨に反する結果を招来するおそれが高いといわざるを得ない。このことは、県において、平成26年10月1日以降、政務活動費を切手の購入に充てることが原則として禁止されていることから明らかである。以上のとおり、改正前条例及び改正後条例の趣旨からすれば、当該年度に購入した切手を当該年度に使用しなかった場合には、当該年度の政務活動費等を上記切手の購入に要した費用に充てることはできないというべきである。これに対し、被告人及び参加人は、①手引において禁止されていないこと、②議員の活動は年度ごとに完結するものではなく、任期中継続して行われることからすれば、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは当然予定されている旨を主張する。しかし、上記①についていえば、手引に記載がないことをもって、法令上当然に許容されているということにはならない。また、上記②についていえば、たとえ議員の活動は年度ごとに完結しない継続的なものであるとしても、政務活動費等の収支計算が年度単位で行われるものである以上、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは許されないというほかない。

(1) 会計年度

政務活動費に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

(2) 改選年における支出処理

改選年については、条例において一般選挙の行われる月及び任期満了の日の属する月分は交付しないとされていることから、改選年においては通常4月（選挙の行われる月）と5月（任期満了の日が属する月）に発生する債務の支払いには充てられません。

直方市議会政務活動費の交付に関する条例

第6条 議員の任期満了の場合における政務活動費については、前2条の規定にかかわらず、一般選挙の行われる月及び任期満了の日の属する月分は交付しないものとし、一般選挙後新たに結成された会派又は新たに議員となった者に対し、交付申請のあった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

(3) 支出金の帰属年度

支出金に関する帰属年度は、その支払いの債務が確定した日の属する年度の支出として取り扱います。

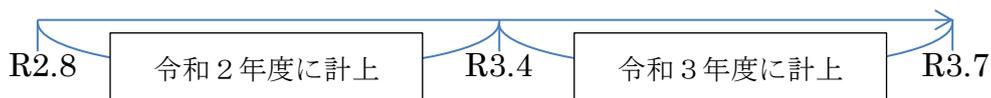
具体的には、年度末3月（旧年度）に債務が確定し、実際の支払いが翌年度4月中（新年度）に行ったものでも、旧年度における支出として取り扱います。

ただし、収支報告書（証拠書類等の写しを添付）の提出期限は、翌年度の4月30日までとなっていることに注意が必要です。

(4) 年度をまたぐ一括前払い金

基本は会計年度独立の原則に則った会計処理とするが、相手方の都合等により年度をまたぐ一括前払い金（年間購読等）を支払った場合は、会計年度ごとに充当してください。

例：令和2年8月から令和3年7月までの購読料を令和2年8月に支払い



2 政務活動費と案分

会派（議員）が行う活動には、政務活動とそれ以外の活動（政党活動や選挙活動など、会派や議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為）が混在するケースがあり、このような場合には、案分し一定の割合を充当することが考えられ、このような考えは、多くの判例で示されています。

案分割合については、政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分が合理的な方法で算定困難な場合、以前は3分の1とする判例（携帯電話）もありました（例えば平成27年1月の岡山地裁判例等）が、最近では、2分の1を基本とする判例が見受けられます。

しかしながら、証拠書類の提出などにより、政務活動の実態が把握された場合、2分の1を超える案分割合に変更したり、逆に2分の1を下回る案分割合に変更する判例もあります。活動の実態にかかわらず2分の1以下の案分さえしていれば、常に政務活動費の支出が適法になるということではありません。

たとえ2分の1以下、例えば3分の1の案分であっても、活動の実態が全体として客観的に政務活動と認められないような場合には、その支出が全体として違法とされる事態も当然生じ得ることにくれぐれも留意が必要です。

2分の1を基本とする判例に沿って、市議会のこれまでの運用を安易に緩和するような対応は、政務活動の運用に対して厳しい目を持つ市民の批判を招くおそれがあることにも十分な配慮が必要であると、Q&Aにも示されています。

具体的な事例としては、後述の各論に、参考とした判例や他市事例なども合わせて記載しています。

（1）案分の考え方

会派（議員）が行う活動は上述のとおり、政務活動とそれ以外の活動とが渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられます。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當であることが明らかな場合は、合理的な方法により案分することが必要です。

$$\text{例：案分率} = \frac{\text{政務活動（時間・距離）}}{\text{政務活動（時間・距離）} + \text{それ以外の活動（時間・距離）}}$$

（2）合理的な区分が困難な場合の案分の考え方

① 政務活動とその他の議員活動

$$\frac{1}{\text{政務活動} + \text{その他の議員活動}} = \frac{1}{2} \text{を基準とする}$$

② 政務活動とその他の議員活動と私的な活動

$$\frac{1}{\text{政務活動}+\text{その他の議員活動}+\text{私的な活動}}=\frac{1}{3}\text{を基準とする}$$

(3) 現在の運用例（備品等購入の案分の考え方）

$$\text{原則}\frac{1}{2}\times\frac{\text{任期の残期間（年）}}{\text{議員任期（年）}}$$

【平成18年（行コ）第20号（平成19年4月26日仙台高裁）】

ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当でないことは明らかであるから、条理上、案分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。

(4) 端数処理について

案分後の金額は1円未満を切り捨てるものとします。

3 適正な運用と透明性の確保

政務活動費は、平成24年8月の地方自治法の改正の際、議員修正で制度化されたものですが、衆参のそれぞれ総務委員会の附帯決議では、議員活動の活性化を図るために行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上を図られるよう、特段の配慮を行うことを求めています。

(1) 収支報告書及び領収書等の提出

政務活動費の適正な運用と透明性の確保のため、政務活動費の交付を受けた会派（議員）は、条例の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされています（法第100条第15項）。

また、全国市議会議長会が示している「政務活動費の交付に関する参考条例」でも、収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならないとしています（参考条例第7条）。

本市では、直方市議会政務活動費の交付に関する条例（第8条第1項）

において、収支報告書及び領収書等の提出を規定しています。

直方市議会政務活動費の交付に関する条例

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

(2) 情報公開

政務活動費に係る収支報告書やこれを裏付ける領収書等についても、一般的に、各市の情報公開条例に基づく開示請求を行えば開示されることとなります。

また、その使途の透明性の確保に努めることを求めている地方自治法（第100条第16項）の趣旨や、原資は住民が納める税金であることなどを踏まえると、情報公開制度による開示請求以外の方法で住民が政務活動費の実態を把握できる機会を設けることは、市議会に対する住民の信頼を確保するうえで有益であり、また必要なことだと考えられます。全国市議会議長会の平成30年度に行われた調査によると、情報公開条例に基づく開示請求以外の方法で収支報告書等を公開している市議会が718市議会のうち652、約91%とであるという結果になっています。

このようなことから、本市では現在ホームページにて収支報告書と収支報告書別紙（使途基準別表の使途内容一覧）について過去5年度分の公開をしています。なお、収支報告書に添付される領収書等については、直方市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合に公開するようにしています。

4 その他

(1) 政務活動費の預金口座で生じる預金利子

政務活動費の利息については、判例等において、返還請求権の行使に基づく請求額について、利息を除いている事例があります。

しかし、法律上の返還義務がないとしても、政務活動費の利息は雑入として返還すべきという意見、政務活動費の利息で利益を得ているという批判が住民から出される可能性も想定され、今後、金利が上昇すれば、このような意見が強まるおそれがあります。

このため、預金利子が発生しない銀行口座の利用も考えられます。

【平成23年（行ウ）第21号（平成27年1月20日 岡山地裁）】

市は、当該会派に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計43万9,083円から本来残余额に算入されないはずである預金利息1,469円を控除した43万7,614円の返還請求権を有する。

(2) クレジットカード（キャッシュレス決済）・ポイントカードの使用

政務活動費の支払においてクレジットカードを使用することを認めない判例等は見当たりませんので、クレジットカードの使用自体は可能と考えられます。クレジットカードの使用により生じるポイントについても、政務活動費を支出して物品を購入する際に、その一部にこれを充てることを否定する判例等も見当たりません。

しかし、住民の立場から見れば、政務活動費の支出でポイントを得ること自体、利益を得ているため、許されないと受け止められる可能性があるとの意見もあります。ポイントを用いて物品を購入すること、購入の際にポイントカードによるポイントの付与を受けることについても同様と考えられます。

このようなことから、クレジットカードの使用、ポイントカードによるポイントの付与を受けることなどはできる限り控えてください。

ただし、キャッシュレス決済の中でも電子マネー決済（Suica、nanacoなど）やQR・バーコード決済（PayPay、d払い、LINEPay等）は領収書等の証拠書類が即時取得できないことがあること、領収書等に記載すべき情報が完備されていないケースが多いこと、ポイント還元率が高い場合が多いことなどから、相手先の都合等により止むを得ず、また領収書等の証拠書類の提出が可能な場合を除いて、当面の間はこれら決済手段による政務活動費の支払いは認めないこととします。

なお、キャッシュレス決済については、国の政策誘導により進められていることから今後急速に普及することが考えられますので、この取扱いについては必要に応じて見直していきます。

【平成24年（行ウ）第129号（平成27年4月8日 大阪地裁）】

原告らは、本件相手方は、本件各支出に関し、クレジットカードや家電量販店のカード等を利用してポイントを取得するなどし、経済的利益を享受しているから、これについても返還がなされるべきであるなどと主張する。しかし、そのようなポイントの取得によって、市に何らかの損害が生じたということはできないから、仮に本件相手方に何らかの経済的利益が帰属していたとしても、不当利得の成立は認められない。

(3) 政務活動費で支出できない経費

<p>交際費的経費 私的活動経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香典、祝金、見舞金、寸志、慶弔電報等の冠婚葬祭や祝賀会の出席等に要する経費 ・病気見舞い、餞別、年賀状購入・印刷等の儀礼等に要する経費 ・広告料 ・各種パーティー券購入 ・名刺印刷代 ・レクリエーション経費 ・宴会費 ・懇親会費 ・町内会、任意の団体の会費 ・寺院の檀家総代会などの宗教活動に関する経費 等
<p>寄付・贈与等の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体への寄付、協賛金、賛助金 等
<p>政党活動的経費 支持・関連団体 含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政党党費 ・政党大会、研修会等参加費 ・政党大会、研修会等参加のための旅費 ・政党広報誌、パンフレット等の印刷代、発送経費 ・政党活動用の事務所の経費 等
<p>後援会活動経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会が発行する広報紙、パンフレット等の印刷代、発送経費 ・後援会主催の報告会等の開催経費 等
<p>選挙活動経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動、選挙活動の経費 ・選挙活動用の事務所の経費 等
<p>その他の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車に関わる経費（購入費、車検代、修理代、保険代、車庫代、自動車税） ・運転代行料 ・携帯電話本体の購入費 ・テレビ、冷蔵庫、電気ストーブ、応接セット等の購入費 ・主に私生活において使用する物品の購入費（日用品、傘、ネクタイ、眼鏡等） ・プリペイドカード、商品券、図書券、図書カード、切手等の換金率が高く、資金留保を疑われるような金券等の購入 ・スポーツ新聞、雑誌、趣味や遊興色の濃い書籍等の購入費 ・親族に対する委託費 ・視察先等への手土産代 ・会計処理の規則を逸脱した支出（他年度分の支出 等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に関する調査研究に直接関係のない講座等の受講料、資料代(自己啓発目的や個人の資質向上目的のための講座や書籍等) ・ 飲食経費 等
--	---

上記の品目だけでなく、年度末の大量購入や任期最終年度での備品購入など不適切な支出と認められる場合は充当できませんので、疑念を持たれないように時期や購入量などにも注意が必要です。

【衆議院総務委員会（平成24年8月7日答弁）】

あくまで議会の議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは条例によっても対象とすることができない。

【平成15年（行ウ）第2号（平成17年8月22日 函館地裁）】

個々の議員の英会話能力の向上は、それ自体が函館市における施策の内容になっているわけではなく、英会話能力が向上すれば、外国の姉妹都市の担当者等との意思疎通が円滑となり、これが具体的な施策の遂行の一助になるというに過ぎないものであって、その意味で、議員の英会話能力の向上は、函館市の施策との関係では間接的なものに止まるものといわざるを得ないから、英会話能力の向上という目的と函館市政との関連性は薄いものと評価せざるを得ない。

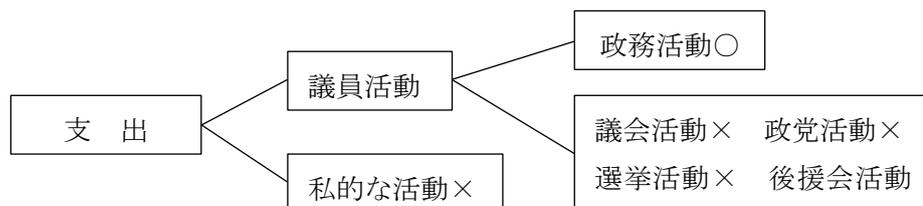
加えて、一般的に、英会話能力が向上することは一私人としても有益なことからであって、学習によって身に付いた英会話は、議員活動のみならず私生活の分野でも活用されることになることが明らかであるから、そのような能力を身につけるための道具の購入費を政務調査費から支出することは、社会常識的にいっても疑問が残る。

【公職選挙法上の制限（公職選挙法第199条の2、第199条の5）】

意見交換会への参加者、研修会等に講師として招いた識者等に食事、飲食を提供する場合にあっては、当該研修会等を会派が主催するものであっても、会派所属議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供は公職選挙法で禁止されている「寄附」にあたる。

ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓を提供することは差し支えない。

<政務活動の概念図>



(4) 会派と議員個人の関係について

政務活動費の考え方として、会派に対して交付された政務活動費は会派が行う活動を対象としており議員個人の活動は対象としないという議会も多々ありますが、会派において承認されていれば個人の活動も認めるという議会もあります。

現在、本市の実情としても、会派における議員個人での活動に対する支出が多いのが現状であり、会派の承認を受けていることで政務活動費を充当できる取扱いとしています。

しかしながら、会派内における議員個人の活動に差がある場合、公平性の観点から、特定の議員個人が政務活動費の個人相当分の範囲を超えて充当しないように注意することが必要と考えます。

【令和2年7月いわき市 いわき市政務活動費の運用マニュアル】

本市においては、条例第2条において、「『会派』に対して交付する」と定めていることから、議員個人に交付することや、議員個人に交付したとみなされるような使い方をすることはできない。

【平成31年4月尼崎市 政務活動費運用マニュアル】

会派の決定に伴う個人の活動については会派の活動と認めるものとします。ただし、広聴や広報の関連費用（会場借上料、会議等食糧費（茶菓代）等）は、選挙活動と区別できる会派の調査研究活動、市議会活動及び市の政策に関する内容について認め、資料等は規則別表第2に掲げる書類と同様に会派の代表者が管理し3年間保存するものとします。なお、会派広報に関しては、従前どおり個人での広報は認めないものとします。

(5) 政務活動と公務の関係について

政務活動費の使途は交付先の会派等において決定するものであることから、それを使用した活動は議会応招等と異なり自主的なものと扱われます。したがって、その活動は公的職務の性質を帯び公務執行に係る様々な条例や規則等が

準用されるところでありますが、公務そのものであるとは解されません。

【令和2年7月いわき市 いわき市政務活動費の運用マニュアル】

このことから、例えば政務活動費を使用した行政視察等の旅行中に事故が発生しても公務災害補償の対象にはならない。また、この旅行に市職員を随行させることや公用車を使用することもできない。

【令和元年さいたま市 政務活動費の使途運用指針】

政務活動費は、会派及び議員が行う政務活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、支出に際しては、条例で定める経費の範囲に充てなければならないとされていますので、政務活動以外の経費に充当することはできません。

したがって、市議会の権能としての議決権の行使等、公務としての議会活動（本会議・委員会）は政務活動費の対象にはなりません。

各論

ここでは、直方市議会政務活動費の交付に関する条例別表及び、政務活動費運用指針の使途基準別表で定められている項目に沿って、各使途内容における、充当基準（可否・案分率）、留意点、判例・参照・参考について掲載しています。

使途基準別表

項目	内容	使途内容(例)
調査研究費	会派及び議員が行う市の事務、地方行政財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	交通費、宿泊費、施設等入場料、資料等購入費、通行料、駐車料、業務等委託費
研修費	会派及び議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、交通費、宿泊費、印刷製本費、通信運搬費、会場費、機材等借上料、会費、出席者負担金、受講料、資料等購入費
広報費	会派及び議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	会場費、機材等借上料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、業務等委託費、ホームページの維持管理に要する経費
広聴費	会派及び議員が行う住民からの市政、会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、機材借上料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、業務等委託費
会議費	会派及び議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費	会場費、機材等借上料、印刷製本費、通信運搬費、交通費、会費、出席者負担金
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	消耗品費、印刷製本費、調査等委託費、原稿料、翻訳料、事務機器の購入費又は借上料、ソフトウェア等購入費
資料購入費	会派及び議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	定期刊行物購読料、書籍等購入費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	賃金、通勤費、社会保険料
事務費	上記以外の経費で調査研究その他の活動に資するために必要な経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、修繕料、手数料

1 調査研究費

会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

(1) 交通費（鉄道、バス、飛行機、船舶、旅行傷害保険）

充当基準	実費
留意点	<p>切符や航空券等の購入時には、できる限り領収書を徴すること。</p> <p>領収書を徴することができない場合は、交通費計算書に経路及び運賃を記入し、支払確認書に添付して提出すること。</p> <p>旅行傷害保険については、政務活動が公務とは違うことで公務災害補償の適用を受けないことから、現在の運用としては認めている。しかしながら、任意加入であることなどを理由に一切認めていない議会もあり、また、私的部分との区別も困難であることから2分の1の案分率とする。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成30年2月8日 仙台高裁】（Q&A 23頁）</p> <p>しかしながら、実額方式を貫いた場合、全ての移動手段に係る料金や宿泊費等の支出について、会派又は議員に対して領収書の発行を受けることを要求し、その内容の確認、領収書等の保管及び管理をさせることとなり、事務処理手続が煩雑化することは否めない。また、移動手段によっては、近距離の鉄道やバス運賃など、その都度領収書の発行等を受けることが現実的とはいえないものもあるし、調査研究活動以外の目的にも併用する自動車のガソリン代など、厳密に実費を算定することが困難なものもある。</p> <p>【小山市 政務活動費項目別充当指針】</p> <p>充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行傷害保険に加入した場合の保険料 (政務活動費による視察については、公務災害の対象とはならないため。) <p>【平成29年3月筑西市 政務活動費運用指針】</p> <p>支出可の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行保険、旅行会社手数料、予約キャンセル料（公務、本人の傷病又は親族の葬儀によるキャンセルに限る。) <p>【平成27年1月明石市 政務活動の手引き】</p>

	<p>(計上できないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内での調査研究にかかるタクシー代 ・視察先への手土産 ・視察にかかる旅行保険 ・職員の旅費規程に基づく日当 ・海外視察
--	---

(2) 交通費 (タクシー、レンタカー)

充当基準	実費
留意点	<p>次のいずれかに該当する場合に充当できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の公共交通機関に比べ経済的な場合 ・他に利用できる公共交通機関がないか、運行本数が少ない場合、緊急の場合等、合理的な理由がある場合 <p>領収書に利用目的を記載するなど、利用の正当性を証明できるようにしておくこと。</p> <p>利用時間によっては、これを調査研究活動と認めず、当該支出を認めない判例等があるので、注意が必要。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成27年1月13日 長崎地裁】(Q&A 27頁)</p> <p>午後11時から翌朝6時までの利用に係るタクシー代については、特段の事情がない限り、社会通念上、市政に関する調査研究に資する必要な支出ということとはできず、その全額が目的外支出にあたるというのが相当であり、かかる特段の事情を認めるに足る証拠はない。</p> <p>【平成28年3月11日 東京地裁】(Q&A 27頁)</p> <p>公共交通機関の利用が可能な地域であるとしても、タクシーによる移動であることをもって直ちに本件用途基準に反し、調査研究に資することのない経費であるとはいえない。</p>

(3) 交通費 (ガソリン代)

充当基準	走行距離1km当たり20円
留意点	自家用車を使用した際のガソリン代については、走行距離1km当たり20円を乗じて得た金額とし、使用実績を交通費計算書に記載し、支払確認書に添付して提出すること。
判例・参照・参考	<p>【直方市職員等の旅費に関する条例】</p> <p>第14条 第2項</p> <p>前項に規定する旅客運賃によらない場合の車賃の額は、1kmに</p>

	<p>つき 37 円以内で市長が定める額とする。</p> <p>【直方市職員等旅費取扱マニュアル（Ⅲ－４）】</p> <p>Ⅲ－４ 車賃</p> <p>自家用車は 1 k m 当たり 2 0 円で算定。</p> <p>※概算の距離は次のサイトを利用し算定すると便利である。</p> <p>http://www.mapfan.com/ → ルート検索 → ルート検索を使う → 出発地、目的地等を指定 → ルート作成をクリック およその総距離（1 k m 未満切り捨て）が表示される。</p> <p>【平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日 松江高裁】（Q&A 2 8 頁）</p> <p>条例によれば、S 県議会議員は、自家用車を公務としての旅行等に使用した場合、1 k m 当たり 2 0 円の旅費の支給を受けるとされており、これと比較しても、上記計算によって算出されるガソリン代は著しく高額であって、政務調査費の支出について上記条例が適用されるわけではないものの、少なくとも自家用車の燃費が 1 k m 当たり 2 0 円を上回することは通常ありえないことが当裁判所に顕著な事実であるから、少なくとも 1 k m 当たり 2 0 円を上回る部分については、実際に支出のない架空請求であるということが推認できる。</p>
--	---

（４）宿泊費

充当基準	実費
留意点	<p>領収書を添付すること。</p> <p>原則、海外への視察・研修等は対象外とする。</p> <p>宿泊パックなど、旅費と宿泊費が一括して請求され、その内訳が不明な場合は、交通費でまとめて計上するものとする。</p> <p>日帰りとするのが容易な距離であるにもかかわらず、夕食会の開催や知人との面談等を理由として宿泊をすることはできない。</p>
判例・参照・参考	<p>【直方市職員等の旅費に関する条例】</p> <p>第 1 7 条 宿泊料の額は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たり 1 0 , 9 0 0 円とする。</p> <p>【平成 2 6 年 9 月 1 1 日 大阪高裁】 Q & A 1 9 頁</p> <p>寺院の遺跡といった一般的な観光名所が視察先に含まれていること等に照らせば、観光旅行や労働組合組織に関連する団体の親睦</p>

	<p>旅行としての意味合いを併有していたとの疑いを否定できない（なお、補助参加人A市議団は、上記遺跡の視察は、地震の影響と復興状況を調査する目的があった旨主張し、上記報告書には、上記遺跡が震災後日本の復興支援を受けていることを示す記載等がある。しかしながら、海外の遺跡の震災後の復興状況等の調査が市政とどのように関連するかも必ずしも明らかではなく、その主張や記載等をもって、上記疑いが払拭されるものではない。）。また、その費用額をみても、25万7000円と個人の旅行費用としては相当高額に上り、そのような高額の政務調査費を充当して上記研修を実施する必要があったかは、各活動の必要性判断についての会派の裁量を考慮するとしても疑問である。したがって、上記諸事情に照らし、上記費用のうちの少なくとも2分の1の12万8500円に係る支出は、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有する活動に関する経費とは認めがたく、その限度では、本件用途基準に違反するものと言わざるを得ない。</p> <p>【平成31年4月北九州市 議会政務活動費用途基準の運用マニュアル】</p> <p>宿泊料については、視察等で利用するビジネスホテル、シティホテル等の料金設定が一般的に1泊朝食付きであることが多いことから、特別なものでない限り、朝食代相当分を除くことなく、そのまま宿泊料として支出できることとする。</p>
--	--

(5) 高速道路料金・有料道路代

充当基準	実費
留意点	<p>領収書を添付する。</p> <p>E T Cを利用した場合、支払確認書に利用明細書又はE T C利用証明を添付する。</p> <p>有料道路通行料及び駐車料金は、最も経済的かつ合理的な範囲で支出する。</p>
判例・参照・参考	<p>認めている議会の例…福岡県、北九州市、上越市、さいたま市、明石市、秋田市、大阪市、高松市、いわき市 他</p> <p>認めていない議会の例…尼崎市※、東大和市※、千代田区※ 他</p> <p>※自家用車の使用を禁止</p>

(6) 駐車場料金

充当基準	実費
------	----

留意点	領収書を添付する。 有料道路通行料及び駐車料金は、最も経済的かつ合理的な範囲で支出する。
判例・参照・参考	認めている議会の例…福岡県、北九州市、上越市、さいたま市、明石市、徳島市、秋田市、大阪市、高松市、いわき市 他

(7) 食事代・食糧費

充当基準	充当不可
留意点	<p>飲食を目的とする会合等に要する経費は認めない。</p> <p>相手が自らの選挙区内の者である場合は、講師であっても食事や食料の提供を行うことは公職選挙法で禁止されている。</p> <p>会議等の茶菓子等については、社会通念上の範囲内において認める。(実費)</p> <p>宿泊に伴う食事については、1泊朝食付きとしての宿泊料は認めるが、それ以外についての食事代は認めないものとする。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成22年11月19日 盛岡地裁】(Q&A39頁)</p> <p>懇親会については、後援会に引き続いて行われたとはいえ、上記証拠によれば、講演会のみ参加することも可能であったことが認められることから、懇親会費の支出は、同懇親会において議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件用途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、上記の特段の事情があるとは認められない。</p> <p>よって、上記支出のうち、講演会参加料2000円は違法ではないが、懇親会費5000円は違法というべきである。</p> <p>【平成31年4月北九州市 議会政務活動費使途基準の運用マニュアル】</p> <p>政務活動のために開催又は参加するものであっても、食事や酒類の提供を伴う場合は経費を政務活動費から支出することができないこととする。(茶菓子程度は可とする。)</p> <p>【平成27年9月上越市 政務活動の手引き】</p> <p>政務活動費を充てることができない経費の具体的事例</p> <p>(8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令等の制限</p>

	<p>に抵触する経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法第 199 条の 2 の寄附に該当する経費 ・ 祭りへの寄附や差し入れ ・ 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・ 町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ <p>【令和元年 8 月 徳島市 政務活動費使途基準】</p> <p>× 食事代（宿泊費とセットになっている朝食代については、支出可）</p>
--	---

(8) 名刺代

充当基準	充当不可
留意点	名刺作成のための経費を支出することを認める判例等もあるが、他の市議会等において認めていない事例も多い。
判例・参照・参考	<p>【平成 25 年 11 月 18 日 福岡地裁】(Q&A 30 頁)</p> <p>名刺は、一般的に様々な用途に使用されるものであり、特に政務調査活動に有益であるとの事情もないので、政務調査活動に限らず通常の議員活動にも使用されたことが推認され、被告及び補助参加人において、特定の支出に係る名刺が政務調査活動のみに使用されたことを反証しない限り、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在すると認めるべきである。</p> <p>認めている議会の例…北九州市、大阪市、他 認めていない議会の例…上越市、さいたま市、明石市、徳島市、秋田市、尼崎市、高松市、いわき市、他</p>

(9) 親族に対する調査等委託費

充当基準	充当不可
留意点	生計を一にする親族を委託先とする調査等委託費の支出は認められない。
判例・参照・参考	<p>【平成 31 年 4 月 北九州市 議会政務活動費使途基準の運用マニュアル】</p> <p>政務活動費対象の補助職員や生計を一にする親族を委託先とする調査委託費の支出は、賃金の二重給付や生計への補填と誤解されるおそれがあるため、政務活動費から支出することができないこととする。</p> <p>【令和元年度改訂さいたま市 政務活動費の使途運用指針】</p> <p>3 親等内の血族及び 2 親等内の姻族、又はそれらの者が経営を支配している法人等の団体に対しては、政務活動費で計上できない。</p>

	<p>ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては計上できることとし、理由及び支払い相手との関係を明記した書面を作成保管する。</p> <p>【「生計を一にする」の意義（国税庁所得税基本通達2-47）】</p> <p>法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。</p> <p>(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。</p> <p>イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合</p> <p>ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合</p> <p>(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。</p>
--	--

(10) キャンセル料

充当基準	実費
留意点	<p>急な公務や親族の葬祭等客観的にキャンセルすることがやむを得ないと認められる場合に限る。</p> <p>領収書を添付すること。</p> <p>計画当初の予定や目的、理由等を記載するか、それらが確認できるチラシや案内等の資料を添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成31年4月尼崎市 政務活動費運用マニュアル】</p> <p>キャンセル料は、次の場合のみ認める。</p> <p>(1) 公務による場合</p> <p>(2) 天災による場合</p> <p>(3) 相手先の都合による中止の場合</p> <p>(4) 親族の葬祭（2親等以内の親族の死亡とする。）</p> <p>(5) 本人が病気やケガ等により出席を取りやめる場合</p> <p>【令和2年7月いわき市 いわき市政務活動費の運用マニュアル】</p> <p>日程調整の失敗、所属会派の変更または解散、選挙等によるものは「やむを得ない理由」とはみなされず、これらを理由としてキャ</p>

	ンセル料を支払うことはできない。
--	------------------

2 研修費

会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

(1) 会場借上料、会場設営費

充当基準	実費
留意点	<p>領収書及び、開催通知文・パンフレット等の写しを添付すること。</p> <p>会場に付随する機材等使用料、会議等の開催に伴う資料搬送用車両の駐車場代等も含むものとする。</p> <p>借上施設は公共施設のほか、民間施設も対象とする。</p> <p>社会通念上不相当と考えられる場所（居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする場所等）で行われる会合の会場借上料は認められない。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成31年2月全国市議会議長会 政務活動費に関するQ&A (参考指針)】</p> <p>研修会の狙いとする対象者が基本的に議員であることは勿論のこと、その内容が単なる一般教養もしくはこれに類するものを対象とするのではなく、市議会議員として求められる政策立案や監視権の行使につながるようなものであることが必要。</p> <p>【平成31年4月北九州市 議会政務活動費使途基準の運用マニュアル】</p> <p>研修会等に引き続き飲食を伴う懇談会等が設定されている場合で、研修会等の経費と懇談会等の経費が区分できる場合は、研修会等の経費（会場代、資料代等）のみ政務活動費から支出できることとする。なお、この場合、開催日時、場所、相手方（主催者）、参加者、目的等を記録した書類、資料等を保管することとする。</p>

(2) 講師謝礼

充当基準	実費
留意点	<p>会派又は議員が開催する研修会等に専門的知識等を有する人物等を招聘する際の謝礼や交通費とし、謝礼の金額は、社会通念上の範囲内とする。</p>

	<p>領収書及び、開催通知文・パンフレット等の写しを添付すること。</p> <p>公務員に講師等の依頼をする場合は、公務員の副業禁止の原則に注意が必要です。</p> <p>講師以外への謝礼(司会者等)、講師昼食代などは認められない。</p>															
判例・参照・参考	<p>(参考)【直方市公平委員会委員等報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例】</p> <p>別表(日額記載の一部抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td>公平委員会委員</td> <td></td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>監査専門委員</td> <td></td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td></td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会又は 障がい認定審査会</td> <td>合議体の長となる委員 その他の委員</td> <td>15,500円 13,300円</td> </tr> <tr> <td>付属機関としての委員会又は審査会等の委員その他の構成員(ただし、直方市議会議員を除く。)</td> <td></td> <td>6,400円</td> </tr> </table> <p>【地方公務員法】</p> <p>第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。</p>	公平委員会委員		7,900円	監査専門委員		7,900円	固定資産評価審査委員会委員		7,900円	介護認定審査会又は 障がい認定審査会	合議体の長となる委員 その他の委員	15,500円 13,300円	付属機関としての委員会又は審査会等の委員その他の構成員(ただし、直方市議会議員を除く。)		6,400円
公平委員会委員		7,900円														
監査専門委員		7,900円														
固定資産評価審査委員会委員		7,900円														
介護認定審査会又は 障がい認定審査会	合議体の長となる委員 その他の委員	15,500円 13,300円														
付属機関としての委員会又は審査会等の委員その他の構成員(ただし、直方市議会議員を除く。)		6,400円														

(3) 出席者負担金・参加費・資料代

充当基準	実費
留意点	<p>研修会・講演会・意見交換会などへの参加に要する経費(入場料、受講料、テキスト代等)。</p> <p>領収書及び、研修等の内容がわかる資料(案内文、パンフレット等)や購入したテキスト等の写しを添付すること。</p> <p>飲食を主目的とする会議・研修会、会派や議員間で行う私的な懇談会や親睦目的の会合等に要する経費は、計上できない</p>
判例・参照・参考	【平成29年3月高松市 政務活動費の用途基準運用指針】

	出席者負担金及び会費に食事代が含まれる場合は、食事代相当額を控除するものとする。
--	--

(4) 食事代・食糧費

1 調査研究費 (7) 食事代・食糧費 を参照。(P17)

(5) 親族に対する資料作成等委託費

1 調査研究費 (9) 親族に対する調査等委託費 を参照。(P18)

(6) 私的団体等の年会費等

充当基準	充当不可
留意点	個人の立場で加入している団体等に対する経費（PTA会費等）は認められない。
判例・参照・参考	<p>【平成26年3月26日 横浜地裁】（Q&A34頁）</p> <p>一般に県人会とは、ある地域における特定の都道府県の出身者が構成する親睦のための団体であるから、議員がその団体の会合に参加することは政務調査を目的としたものであるとは言い難い。陳述書には、同県人会は多様な地位、職業の市民によって構成され、会員間で政策に関する意見交換等を行っており、支出の対象となった会合では市内の地域の課題等についての意見交換が行われたとの記載があるが、これを裏づける証拠はなく、市政との関連性を認めることは困難である。したがって、当該会費は全額目的外支出と認められる。</p> <p>【平成29年4月21日 仙台高裁】（Q&A37頁）</p> <p>S議員は、地方自治体の議員に就任する30年以上前から社団法人A学会に加入しているのであって、その会費の支出は、本件手引きにおいて政務調査費を充当するのに適さない経費として上げられている「個人の立場で加入している団体に対する会費」に当たるものと解することが自然であって、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせるものというべきであるところ、被告は、上記学会に加入することで、山形県の産業振興の今後を考える上で有益な情報を得ることができる旨の報告書及び議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、使途基準に合致しない違法な支出であるといえることができる。</p>

(7) 大学院等の学費・受講料

充当基準	実費
------	----

留意点	<p>大学・セミナー・専門学校等の学費・受講料については、市の政策に関する内容のもので市民に成果を還元・反映する目的がある場合には、受講に係る費用を計上することができる。</p> <p>領収書(学費・受講料の支払いが確認できる納付書等の写しでも可)及び、受講の事実が分かる書類(講義資料や受講票の写し等)を添付すること。</p> <p>市政とは関係のない学位・資格が取得できる講座等の受講料等や、個人の資質の向上を目的として参加する講座等の受講料等(パソコン講座等)は認められない。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成28年3月11日 東京地裁】(Q&A38頁)</p> <p>議員が大学院に通学することは議員の調査研究活動の基盤の充実に資するという政務調査研究費の趣旨に合致するものであるといえ、議員就任前から大学院に在籍していたとしても、議員就任後の期間に対応する学費についてはそのことが直ちに否定されるものとはいえず、政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くとまではいえない。</p>

3 広報費

会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

(1) 広報紙等作成代・印刷代等

充当基準	2分の1 又は 合理的な案分(「2政務活動費と案分(P4)」を参照)
留意点	<p>広報活動は、政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。そのため、2分の1の案分率を原則としつつ、他の活動に要した費用が明確に区分できない場合は、合理的な方法により案分すること。</p> <p>なお、合理的な方法とは、紙面全体に占める面積やページ数の割合等に応じた案分方法をいう。</p> <p>政務活動と認められる事項が記載されていても、PRと思われるような要素(写真やプロフィールなど)が紙面の目立つところに掲載されていたり、多くの部分を占めている場合など、広報としての目的ではなく、会派や議員の宣伝を目的で作成されたものと判断されるような場合は、全額対象外となることもあり得るので注意が必要です。</p> <p>領収書及び、実際に作成した広報紙を添付すること。</p>

判例・参照・参考	<p>【平成31年2月全国市議会議長会 政務活動費に関するQ&A (参考指針)】</p> <p>広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて、住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めています。その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は案分することとし、その割合については、多くの判例等が50%を基本としています。</p> <p>ただし、50%以下であれば常に支出が適法とされるわけではないことに注意が必要です。事例によっては、これと異なる割合を示した判例等もあります。</p> <p>【平成27年1月明石市 政務活動の手引き】 (計上できないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員個人の広報紙・報告会等にかかる費用 ・内容が議員個人の活動のPR、選挙活動、後援会活動となっているもの ・他会派と合同で作成する広報紙 <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動については決して議員個人の議員活動のPRとならないようにすること。 <p>【平成31年4月静岡市 政務活動費の手引き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後援会活動等、政務活動以外の内容が混在している場合は、案分を用いても支出できない。 ・広報紙への議員のプロフィールの掲載については、原則として認めないが、新議員の当選後に自己紹介程度で掲載する場合のみ、1回に限り認めるものとし、それ以降の掲載は認めないこととする。 <p>【令和2年3月彦根市 政務活動費マニュアル】</p> <p>個人広報紙を発行する場合は、会派内で「個人広報紙の発行を会派として行うものであることの会派の了承」を得ること。</p>
----------	--

(2) 郵便料

充当基準	実費
留意点	<p>郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用すること。</p> <p>ただし、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入し当該年度中に使用することとし、郵便件数と郵便内容を</p>

	報告すること。 領収書を添付すること。
判例・参照・参考	【令和元年さいたま市 政務活動費の使途運用指針】 切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。

(3) ホームページ開設及び管理に要する費用

充当基準	2分の1 又は 合理的な案分（「2政務活動費と案分(P4)」を参照）
留意点	ホームページ開設・管理に要する経費（ホームページ作成のためのパソコン用ソフト購入、レンタルサーバ料、ドメイン取得料・更新料、開設業務委託費用、管理料等）。 領収書を添付すること。 案分の考え方等、留意点については「(1) 広報紙等作成代・印刷代等」を参照。
判例・参照・参考	【平成31年2月全国市議会議長会 政務活動費に関するQ&A (参考指針)】 ホームページの開設、管理に係る経費に対する支出について、判例等は、政務活動費の支出を認めています。広報紙と同様に案分することを基本としています。案分割合については、証拠上、これが不明な場合、2分の1とする判例等が多くあります。 【平成30年2月8日 仙台高裁】(Q&A48頁) 当該議員のホームページは、市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページのホーム画面には同議員の写真と共に同議員の所信表明を内容とする挨拶文が掲載されており、当該ホームページを閲覧する者が最初にこの画面を目にするほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言い難く、むしろ、当該議員自身について広く世間にアピールするための掲載内容といえる。そして、そうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの維持管理に要した費用は、支出に調査研究以外の目的が併存し、案分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると

	認められる。
--	--------

4 広聴費

会派又は議員が行う住民からの市政、会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

(1) 会場借上料、会場設営費

2 研修費 (1) 会場借上料、会場設営費 を参照。(P20)

(2) 食事代・食糧費

1 調査研究費 (7) 食事代・食糧費 を参照。(P17)

(3) アンケート等作成費・印刷料・調査実施委託料

充当基準	実費
留意点	領収書及び、作成したアンケート等の成果品を添付すること。 アンケート調査を民間事業者等に委託する場合は、委託契約書を作成し、その写しも添付すること。
判例・参照・参考	【平成25年3月相模原市 政務活動費マニュアル】 ◇充当できるもの ・意見交換会等の開催に係る会場使用料、垂れ幕・看板等の費用 ・市民からの要請に基づく広聴活動に係る経費 ・アンケートによる意見聴取等に係る印刷代、郵送料等 注) 資料やアンケート等を作成した場合には、支出書にその成果品を添付すること。なお、成果品については、紙ベースで提出することとする。

(4) 郵便料

3 広報費 (2) 郵便料 を参照。(P24)

5 会議費

会派又は議員が行う各種会議開催に要する経費及び団体等が開催する各種会議への参加に要する経費

(1) 会場借上料、会場設営費

2 研修費 (1) 会場借上料、会場設営費 を参照。(P20)

(2) 食事代・食糧費

1 調査研究費 (7) 食事代・食糧費 を参照。(P17)

(3) 会議資料作成費・印刷料・資料作成委託料

4 広聴費 (3) アンケート等作成費・印刷料・調査実施委託料 を参照。

(P26)

(4) 出席者負担金

充当基準	実費
留意点	団体が主催する意見交換会等への参加については、市政との関連性について議員自らが説明責任を果たせること。単に親睦を目的とするようなものは対象外とする。 領収書を添付すること。 会場までの旅費等については、「1 調査研究費」を参照。(P13)
判例・参照・参考	【平成26年3月26日 横浜地裁】(Q&A34頁) 一般に県人会とは、ある地域における特定の都道府県の出身者が構成する親睦のための団体であるから、議員がその団体の会合に参加することは政務調査を目的としたものであるとはいいがたい。陳述書には、同県人会は多様な地位、職業の市民によって構成され、会員間で政策に関する意見交換等を行っており、支出の対象となった会合では市内の地域の課題等についての意見交換が行われたとの記載があるが、これを裏づける証拠はなく、市政との関連性を認めることは困難である。したがって、当該会費は全額目的外支出と認められる。

6 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

(1) 消耗品費・印刷製本費

充当基準	実費 又は 2分の1
留意点	政務活動以外で使用した場合には、その状況に応じて案分するものとする。なお、資料作成に必要な消耗品等であっても、その購入量、時期が不適切とならないよう留意すること。 領収書及び、実際に作成した資料等を添付すること。
判例・参照・参考	【平成27年1月20日 岡山地裁】(Q&A80頁) 事務用品等は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得

	<p>るものであるところ、上記各事務用品等は、議員が議員事務所等で使用するもの又は使用場所が明らかでないものであるから、市政の調査研究活動以外にも使用されていると認められる。したがって、上記整理番号（メモリースティック、コピー用紙、インクカートリッジ及びパソコンソフト等の文具、事務用品等）に係る費用は、50パーセントで案分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。</p> <p>【令和2年7月いわき市 いわき市政務活動費の運用マニュアル】 文房具等の汎用性が高い消耗品について個々の使途説明を求めることは通常ないが、政務活動費の趣旨を外れた目的に使用することが明らかな物品については当然ながら支出できない。これらの具体例としては慶弔用封筒や薄墨の筆ペン等が挙げられる。</p>
--	---

(2) 調査等委託費

充当基準	実費
留意点	<p>会計上は単年度主義に基づいていることから、単年度ごとに契約をすること。</p> <p>透明性確保の観点から、委託先の選定理由等を明確にしておき、必要に応じて議員自らが説明責任を果たすこと。</p> <p>委託先との関係性、委託料の妥当性について、疑念を持たれやすいため議員自らが調査委託に参加すべきではない。</p> <p>契約書、領収書及び、成果品を添付すること。</p>
判例・参照・参考	会計年度については「1 政務活動費と会計年度独立の原則」を参照。(P2)

(3) 事務機器（パソコン等）及びソフトウェア購入費等

充当基準	2分の1 又は 合理的な案分（「2政務活動費と案分(P4)」を参照）
留意点	<p>資料作成のための事務機器（パソコン、コピー機など）や専用のソフトウェアなどの購入費、リース料。またそれらに係る必要経費（トナー、保守点検料、修理代など）。</p> <p>パソコンの購入について、現在の運用としては、原則2分の1に任期期間に対する残期間分を掛けて案分している。</p> <p>例：任期1年目に10万円で購入</p> $10 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{4}{4} = 5 \text{万円}$ <p>任期3年目に10万円で購入</p>

	<p style="text-align: center;">$10\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{2}{4} = 2\text{万}5\text{千円}$</p> <p>政務活動以外で使用した場合には、その状況に応じて案分するものとする。</p> <p>パソコン及びタブレット型端末を購入（リース含む）する場合、耐用年数などを考慮し、特段の事情を除き、任期中どちらか1台に限るものとする。</p> <p>購入した備品は備品台帳に記載すること。</p> <p>領収書及び、実際に作成した資料等を添付すること。</p> <p>備品購入については、その必要性を十分に検討し、リースまたはレンタル契約等の活用も含めて慎重に行うこと。その場合は品名、期間、金額等が確認できる契約書またはこれに類する書面を作成し添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成30年2月8日 仙台高裁】（Q&A 82頁）</p> <p>パソコン及びプリンターは通常、調査研究活動に限定されず様々な用途で使用されるものであるから、一般的、外形的事実からは、少なくとも、上記パソコン及びプリンターについて、調査研究活動以外の目的でも使用されているものと推認することができる。本件使途基準は、事務費を「調査研究活動に要する事務経費」と定めているから、上記パソコン及びプリンターのリース料及び保守料の支出には調査研究活動以外の目的が併存し、案分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも上記各料金の合計額の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分が違法であると認められる。</p> <p>【平成27年8月11日 長崎地裁】（Q&A 80頁）</p> <p>事務機器の利用料（リース料やコピー代等）については、当該支出をした相手方議員らからその割合等についての合理的説明がない場合には、条理上、その2分の1は目的外支出というのが相当である。</p> <p>【平成18年7月19日 大阪地裁】 裁判所HP裁判例検索より</p> <p>議員が、既に政務調査費によって購入されたパソコンを所有している場合に、2台目のパソコンを購入するのであれば、その必要性を主張立証しなければ、当該購入のために政務調査費を支出するの</p>

は違法となるというべきである。

**【平成31年2月全国市議会議長会 政務活動費に関するQ&A
(参考指針)】**

高額な物品を政務活動費で購入することは、資産形成につながる
として、批判される可能性があります。このため、リース契約で対
応することが多いと思われませんが、リース契約のなかには契約期間
終了後に所有権が契約者に移るものがあります。このような場合
は、購入と同様であり、事実上の資産形成とみなすことができると
して、リース契約に対する政務活動費の支出の是非が争われた事例
があります。判例等は、リース契約に対する支出について、これを
認めています。判断の基準としてリース契約終了後に所有権が議
員に移転しないことを考慮しています。資産形成という批判を回避
するためにも、契約内容をリース期間終了後には所有権が契約者に
移らないものにしておく配慮が必要と考えられます。

【平成27年9月上越市 政務活動費の手引き】

税法上の減価償却制度を参考に、取得価格を購入月から任期満了
日の前月までの月数を耐用年数(月数)で案分し、かつ、政務活動
に使用する割合により案分した額を支出する。

(計算例)

H26年11月にパソコン(12万円)を購入。

パソコンの耐用年数

4年(H26年11月～H30年10月・48カ月)

任期満了までの年(月)数

1年6カ月(H26年11月～H28年4月・18カ月)

政務活動費の案分割合 1/3

・H26年度政務活動費支出額

$12万円 \times 18\text{カ月} / 48\text{カ月} \times 1/3 = 15,000$ 円を支出

【平成29年3月高松市 政務活動費の使途基準運用指針】

備品等の購入は、任期最終年度は認めないものとする。

【平成25年3月相模原市 政務活動費マニュアル】

モバイル機については、製品の多様化が進んでいるが、当面の間
はノートPCのみを対象とし、タブレット機(iPadなど)は対
象外とする。

【平成27年1月明石市 政務活動費の手引き】

	<p>特定分野の専門紙も、その内容が政務活動費の趣旨に合致していることが説明できる場合においては対象とし、必要に応じて、市政との関連性等について議員自らが説明責任を果たすこと。</p> <p>※専門紙…日本農業新聞、教育新聞、日刊産業新聞など</p> <p>同一資料を購入できる数量については、原則として1部であるが、会派の人数等を勘案して最低限の範囲内で複数とすることは可能である。</p> <p>新聞以外の定期刊行物を定期的に購読する場合、原則として誌名から政務活動目的であることが容易に判断できることが必要。誌名のみでは判断が困難である場合には、支出報告書の提出の際に該当記事の写し等を併せて添付する。</p> <p>いわゆるスポーツ新聞や一般大衆誌、文芸誌、財界誌、政経誌、ゴシップ誌、その他の雑誌については、政務活動における日常的な情報収集活動の範疇にはあたらないため対象外とする。</p> <p>関係のある政党等の新聞や出版物については、調査研究活動のため必要があり必要最低限の部数に限り認めるが、原則対象外とする。</p> <p>年間購読料の先払いが伴う定期刊行物の購読契約を行う場合などは、会計上は単年度主義に基づいていることから、単年度ごとに契約をすること。「1政務活動費と会計年度独立の原則（4）年度をまたぐ一括前払い金」参照。（P3）</p> <p>領収書を添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成30年3月22日 大阪高裁】（Q&A 6 3 頁）</p> <p>年度単位で交付され、その年度において交付を受けた金額から必要な経費に充てるべき金額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないものとされている（改正前条例11条4項、改正後条例10条4項）。そうすると、県においては、当該年度に交付された政務活動費は、当該年度に生じた必要な経費のみ充てることが予定されているというべきである。</p> <p>【平成30年5月24日 東京高裁】（Q&A 6 3 頁）</p> <p>書籍購読料は、支払証明書等の写しによれば、1年間の購読料と</p>

	<p>され、それを平成21年9月4日に支出しているところ、実費充当の原則から考えれば、少なくとも平成21年9月ないし平成22年3月分以外の購読料は平成21年度外の経費に相当するといえる。 (中略)以上より、平成21年度外の支出であると認められる分の支出については、本件使途基準に適合しない違法な支出である。</p>
--	--

(2) 図書等購入費

充当基準	実費
留意点	<p>購入できる資料は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるための活動その他市民福祉の増進を図るために必要であるものに限られ、その関連性について議員自らが説明責任を果たせること。</p> <p>図書以外には、CD・DVD等記録資料、法規類の追録、情報開示請求に伴う閲覧料・コピー代、登記簿謄本取得に係る印紙代等が対象。</p> <p>図書名から政務活動目的であることが容易に判断できることが必要。図書名のみでは判断が困難である場合には、支出報告書の提出の際に目次や該当記事の写し等を併せて添付する。</p> <p>政務活動との関係を見出すことが困難な一般的な小説等については、教養を高め視野を広げるものであるとしても、私的な経費であり対象外とする。調査研究活動に関係ない自己啓発目的の書籍や週刊誌等の購入費も同様に対象外とする。</p> <p>図書券及び図書カードの購入は換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがあるため対象外とする。</p> <p>領収書を添付すること。 図書名が確認できない場合は、納品書の写し等の図書名が確認できるものも添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成27年1月20日 岡山地裁】(Q&A58頁)</p> <p>「あいさつ事例集」「地方公共団体 式辞・あいさつ事例集」はいずれも式典等での礼儀作法等の習得を目的としたもので市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。</p>

	<p>【平成27年5月15日 福岡地裁】(Q&A58頁) 「体脂肪計タニタの社員食堂」は、当市にタニタ食堂又はこれに類する店を誘致したいと考えていたため購入したものと主張する。 (中略) 情報化社会の今日、タニタ食堂について被告の主張する程度の情報を得ることはインターネットを利用することによっても可能であるから、上記書籍の購入費に政務調査費を支出する必要性も認め難い。</p> <p>【平成27年8月11日 長崎地裁】(Q&A59頁) 「スピーチの仕方・最大効果をあげる60のコツ」という題名の書籍の図書は、その題名に照らし、一般教養の域を出ない書籍であつて、政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ、本件証拠上、相手方議員がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず、相手方議員においてこれを積極的に捕捉する説明をされていない。したがって、当該支出はその全額が目的外支出というべきである。(中略) 次に、上記「サライ増刊号」は、趣味的な色彩が濃い雑誌であつて、政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ、本件証拠上、相手方議員がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず、相手方議員においてこれを積極的に捕捉する説明はされていない。したがって、「サライ増刊号」の書籍代は、その全額が目的外支出というべきである。</p> <p>【令和2年7月いわき市 いわき市政務活動費の運用マニュアル】 政務活動費の支出は実費弁償を原則としていることから、前払式金券の購入に政務活動費は支出できない。</p>
--	--

8 人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(1) 賃金・通勤費・社会保険料等

充当基準	実費
留意点	<p>会派又は議員が行う調査研究活動に係る事務に従事する者を雇用する場合の賃金等。</p> <p>調査研究活動以外の活動に係る事務も兼ねている場合は、業務実態に照らし、それぞれの活動に要した勤務時間割合等、合理的な理由による案分を行うこと。</p>

	<p>家族及び親族の雇用は対象外とする。</p> <p>勤務日数がわかるように出勤簿等を作成し保管すること。</p> <p>職員の雇用にあたっては、労働基準法、所得税法、雇用保険等各種法令の遵守に配慮すること。</p> <p>雇用契約書、給与振り込み通知書等、内容の分かる書類を添付すること。</p>
<p>判例・参照・参考</p>	<p>【平成26年11月27日 奈良地裁】(Q&A 65頁)</p> <p>政務調査費を人件費等に充当した職員について、当該職員が選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことが認められる場合においては、当該職員が政務調査活動に従事した割合等について格別の主張及び立証が行われない限り、当該職員の活動のうち少なくとも50パーセントは調査研究活動以外の活動であったと認めるのが相当であり、当該部分については目的外使用に当たるといふべきである。</p> <p>【平成31年2月全国市議会議長会 政務活動費に関するQ&A (参考指針)】</p> <p>議員の親族等を政務活動に従事させ、この者に対する報酬等として政務活動費を充当することが直ちに違法になるということではありません。しかし、議員本人等が関係する物件を政務活動用の事務所として借りの場合と同様に、住民等から雇用の実態等に関する疑義が示されることが予想されます。事例として、親族等が調査研究活動を補助する職員としての実態が認められない場合には、その人件費への政務調査費の支出は違法となるとの判例等があります。親族等の雇用については、その必要性などを検討したうえで、具体的な業務内容を記載した雇用契約書、勤務実績表など、雇用の実態を客観的に証明できる書類を作成しておくことが必要と考えられます。なお、各市議会の判断で、内規等により親族の雇用に関する制限を設けることも考えられます。</p>

9 事務費

上記以外の経費で調査研究その他の活動に資するために必要な経費

(1) 消耗品費

6 資料作成費 (1) 消耗品費・印刷製本費 を参照。(P27)

(2) 通信運搬費 (郵便料)

3 広報費 (2) 郵便料 を参照。(P24)

(3) 通信運搬費 (電話、インターネット使用料等)

充当基準	2分の1 又は 合理的な案分 (「2 政務活動費と案分 (P4)」を参照)
留意点	<p>携帯電話使用料・固定電話使用料については、いずれか1台 (1回線) を対象とする。</p> <p>ファクシミリ使用料については、対象は1台とし、電話回線と別の回線によるものを対象とする。</p> <p>インターネット使用料は、自宅設置機、モバイル機のいずれか1台を対象とする。通信料、プロバイダ料金等は合算額を対象とする。</p> <p>政務活動以外で使用した場合には、その状況に応じて案分するものとする。案分の考え方については「2 政務活動費と案分 (P4)」を参照。</p> <p>例：私的利用と政務活動で使用→2分の1 私的利用と政務活動と議員活動等での使用→3分の1</p> <p>本人以外 (家族等) が契約者の場合は対象外とする。</p> <p>領収書を添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成28年6月22日 仙台高裁】(Q&A 81頁)</p> <p>携帯電話については、既に検討したとおり、一般的外形的事実からは、通信手段として、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。当該会派は、そのほとんどが調査研究活動に利用されているところを会派内規により8割の案分にしていると主張するが、その利用の実態を裏付けるに足りる資料は認められず、また、上記推認を妨げるに足りる証拠はなく、案分割合の合理性に係る立証等があると認めることもできないから、上記料金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。</p>

	<p>【平成30年2月8日 仙台高裁】(Q&A 82頁)</p> <p>FAX回線、インターネット回線、コピー機及びリソグラフィックは、いずれも性質上調査研究活動に限らず幅広い目的に向けられたものであること、A議員の個人事務所において調査研究活動以外の活動が一切行われないものとは認め難いことからすると、一般的、外形的事実からは、少なくとも、これらの回線や事務用品等が調査研究活動以外の目的にも使用されたことが推認できる。この点、被告補助参加人(会派)は、上記回線等が調査研究活動のみに用いられた旨主張し、A議員がこれに沿う証言をするものの、これを裏付ける客観的証拠はなく、その他、上記推認を妨げるに足る反証はない。また、これらの経費は、政務調査に用いられた割合とそれ以外の活動に用いられた割合を合理的に区分することは困難であることから、支出額の2分の1が違法であると解すべきである。</p>
--	--

(4) 備品購入費

<p>充当基準</p>	<p>2分の1 又は 合理的な案分(「2政務活動費と案分(P4)」を参照)</p>
<p>留意点</p>	<p>備品とは、性質形状を変えずに比較的長期間継続して使用保存でき、消費サイクルが概ね1年以上のものとする。</p> <p>備品の例：パソコン、プリンター、コピー機など</p> <p>案分の考え方などは、「6資料作成費(3)事務機器(パソコン等)及びソフトウェア購入費等」を参照。</p> <p>購入した備品は備品台帳に記載すること。</p> <p>備品の処分に要する経費(リサイクル券購入や回収費等)も対象とする。ただし、私費で購入した物品の処分経費は対象外とする。</p> <p>備品の購入にあたっては、その必要性を十分に検討し、リース等の活用も含めて慎重に行うこと。</p> <p>絵画等の美術品、装飾品、衣類等、調査研究活動に直接必要としない備品の購入は対象外とする。</p> <p>領収書を添付すること。</p>
<p>判例・参照・参考</p>	<p>「6資料作成費(3)事務機器(パソコン等)及びソフトウェア購入費等」を参照。</p>

(5) 修理・修繕料

充当基準	2分の1 又は 合理的な案分（「2 政務活動費と案分（P4）」を参照）
留意点	<p>備品等の修理・修繕料。</p> <p>案分については（4）備品購入費の考え方に準拠する。（P37）</p> <p>耐用年数を満たしていない備品の故障等については、原則として修理・修繕で対応するが、費用の見積額が故障した備品の購入価格を超える場合は買い替えを認める。</p> <p>領収書を添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【令和2年7月いわき市 いわき市政務活動費の運用マニュアル】</p> <p>私費で購入した物品の修理経費は、政務活動に用いていたとしても政務活動費から支出できない。</p>

(6) 事務所費

充当基準	2分の1
留意点	<p>事務所の賃料及び維持管理費（光熱費、管理費、火災保険料）等。</p> <p>通常は議員控室・会派控室があるため、調査研究活動のためにどうしても必要な場合にのみ認められるが、その場合は理由等を明確にしておき、必要に応じて議員自らが説明責任を果たすこと。</p> <p>自己または親族等が所有する物件への賃料等は対象外とする。</p> <p>領収書を添付すること。</p>
判例・参照・参考	<p>【平成26年3月26日 横浜地裁】（Q&A 7 1 頁）</p> <p>議員は、政務調査活動以外の活動も行っていることから、当該事務所が政務調査活動に利用されていない場合には賃料等の事務所関係費用に政務調査費を充当することはできない。当該事務所が他の目的の活動にも利用されている場合で、利用状況を明らかにすることができるときは、その利用割合に応じて案分した額をもって政務調査費を充当すべきである。使用状況が不明である場合には、それ以外の目的での利用を兼ねているものとして扱い、政務調査活動とそれ以外の活動が区分できない場合として2分の1を限度に政務調査費の充当を認めるべきである。</p> <p>【平成26年3月26日 横浜地裁】（Q&A 7 7 頁）</p> <p>議員が自己所有物件を賃借する場合又はそれと同視できるような</p>

	<p>場合は、事務所賃料が発生していること自体に疑いが生じるうえ、お手盛りになる危険があるため、その賃料に政務調査費を充当することはできない。</p>
--	---

会計

1 会計帳簿等の整理保管

政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日の属する年度末まで保管してください。（直方市議会政務活動費の交付に関する規則第6条）

保管が必要な書類例

- ・会計帳簿、備品台帳
- ・各種契約書等
- ・領収書等
- ・研修会や視察に関する資料 など

2 証拠書類の整備

支出を証明する書類として、領収書、受領書又は振込受領書その他これらに類する書類を整備してください。

(1) 領収書の留意点

項目	留意点
宛名	・会派においては会派名が記載されていること。 ・先方の都合により会派名の領収書を徴することができない場合は、議員個人名の領収書でもよい。
但し書き	・支出内容が記載されていること。 ・「お品代」「商品代」などではなく、具体的に商品名等の記載があること。
日付	・交付対象期間内の日付になっていること。 ・当該年度中に契約が履行されているもので、翌年度に支払いがずれ込んだものについては、収支報告書提出期日（4月30日）までの日付となっていること。
発行者	・記名押印がされていること。
収入印紙	・原則、税抜5万円以上の支出の場合、収入印紙の貼付と消印の押印があること。（印紙税法第7条別表第一）
共通事項	・訂正や追記については、法的に認められないことから、原則、販売店側に記載をしてもらうよう努力する。

(2) 領収書以外の場合の留意点

領収書を徴することが困難な場合は、内容等が分かる書類を添付し「支払確認書」に記載してください。

項目	留意点
A T M利用明細（銀行の振込金受領証）	・日付、依頼人（会派名又は議員）、受取人、金額の記載に加え、明細の記された請求書の写し等を添付すること。 ・支払確認書を提出すること。
郵便局の払込金受領証	・払込人、金額等の必要事項の記載と郵便局の受付がなされていることに加え、明細の記された請求書の写し等を添付すること。 ・支払確認書を提出すること。
レシート	・領収書を徴することが難しい場合に限り、日付、発行者、品目、金額の記載があるレシートについて、これを領収書に代わる証拠書類とすることができる。なお、宛名の記載は省略できるものとする。 ・支払確認書を提出すること。
交通費計算書	・領収書を徴することが困難な公共の交通機関の交通費については、経路及び運賃を「交通費計算書」に記載し添付すること。 （政務活動費運用指針 Ⅲ使途基準の運用指針 1 項目別運用指針 (1) 旅費 ①交通費 ア） 具体的には、鉄道、バス等の乗車券を自動券売機で購入した場合などで、「交通費計算書」には経路及び運賃等を記載すること。 ・支払確認書を提出すること。
明細書等	・領収書等だけではその支出内容が明確でない場合については、明細書等の写しを添付すること。 例えば、携帯電話使用料については、基本料、通信料及び消費税のみを充当することから、明細書等からの算出が必要となる。 ・支払確認書を提出すること。

(3) 感熱紙の領収書等の扱いについて

感熱紙の領収書等については、文字が消えるおそれがあることから、収支報告書の提出時期において文字が判読できない状態になることに備えて、あらかじめコピーをとっておくなど、その管理には十分留意をしてください。

(4) 領収書等の提出方法について

領収書等証拠書類の写しの提出方法について、特に様式の定めはありません。

せんが、大きさが小さいものについては、原則A4無地の用紙等の片面に重ならないようにして貼付してください。その際、複写作業や保管上から、四隅をしっかりと貼付してください。裏面に記載があるものについては、裏面が確認できるように上方のみ糊付けするなど、貼付方法を工夫してください。

<参考資料>

※順不同

(全国市議会議長会)

- 政務活動費に関するQ&A (参考指針) 平成31年2月全国市議会議長会
- 市議会政務活動費の交付に関する条例案 (例)
- 市議会政務活動費の交付に関する規則案 (例)

(他自治体議会資料)

- 堺市・・・各政令指定都市の政務活動費の使途に関する按分基準表
- 小山市・・・政務活動費項目別充当指針
- 大阪市・・・政務活動費の手引きH25.4
- 明石市・・・政務活動の手引きH27.1
- 上越市・・・政務活動費の手引きH27.9
- 高松市・・・政務活動費の使途基準運用指針H29.3
- 秋田市・・・政務活動費使途基準運用指針(第2次改訂版) H30.4
- 尼崎市・・・政務活動費運用マニュアル H31.4
- 彦根市・・・政務活動費マニュアルR2.3
- 徳島市・・・政務活動費使途基準R1.8
- 静岡市・・・政務活動費の手引きH31.4
- 相模原市・・・政務活動費マニュアルH25.3
- 北九州市・・・政務活動費使途基準の運用マニュアルH31.4
- いわき市・・・政務活動費の運用マニュアルR2.7
- 筑西市・・・政務活動費運用指針H29.3
- さいたま市・政務活動費の使途運用指針R1
- 福岡県議会・政務活動費に関する事務処理要領H25.4
- 東大和市・・・政務活動費の取扱基準H26.4
- 千代田区・・・千代田区議会政務活動費の交付に関する条例H30.3

(判例等)

- 政務活動費に関するQ&A (参考指針) 平成31年2月全国市議会議長会
- 裁判所ホームページ 裁判例検索

【令和3年3月11日 全員協議会にて決定】